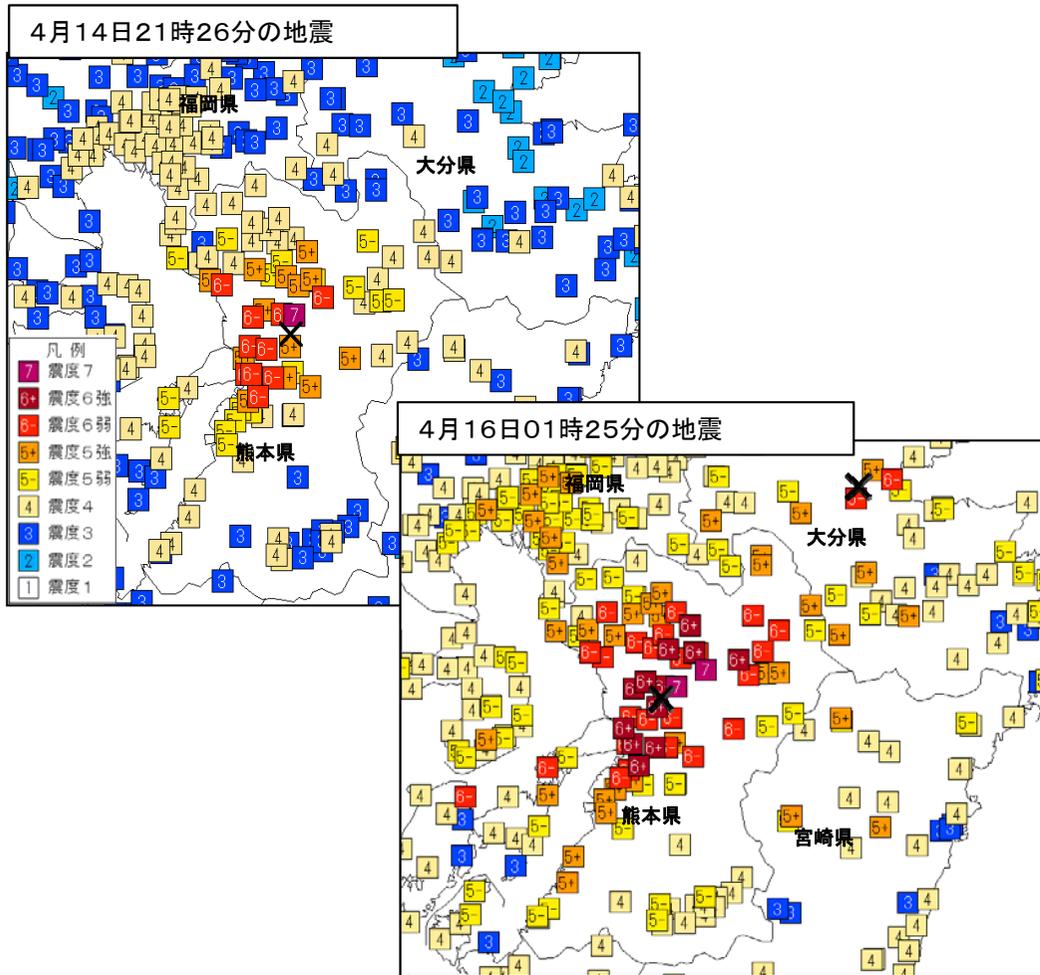


平成28年熊本地震 地震概要

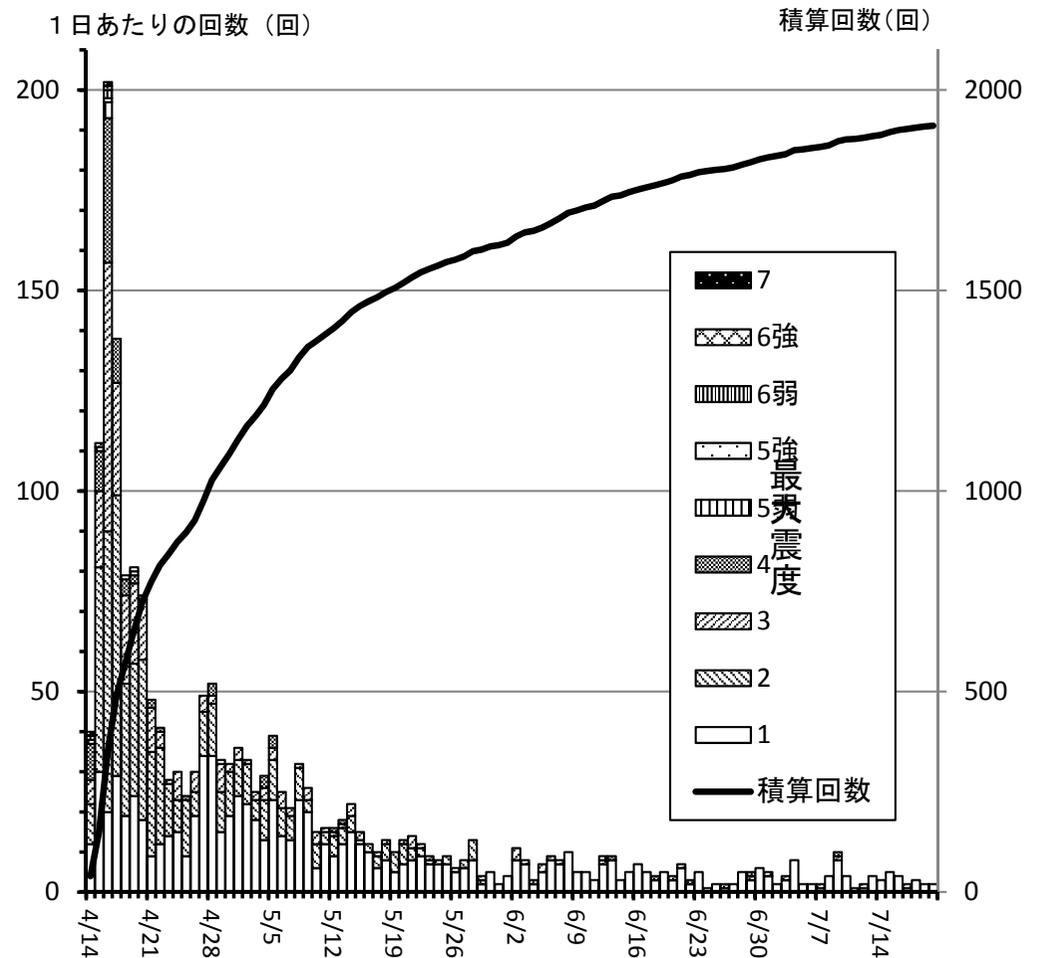
参考資料1

- 4月14日21時26分の地震以降、震度6弱以上を観測する地震が7回発生、うち2回は震度7。震度1以上を観測する地震が1,909回発生(7月19日現在)。
- 現状程度の余震活動は当分の間続くが、最大震度5強程度の強い揺れを伴う余震が発生する可能性は低下【地震調査研究推進本部地震調査委員会の評価(7月11日)】

震度分布



震度1以上を観測した地震の日別回数



平成28年熊本地震 被害状況(人的被害、物的被害)

- 熊本県を中心に、多数の家屋倒壊、土砂災害等により死者64名、重軽傷者約1,816名の甚大な被害
- 電気、ガス、水道等のライフラインへの被害のほか、空港、道路、鉄道等の交通インフラにも甚大な被害が生じ、住民生活や中小企業、農林漁業や観光業等の経済活動にも大きな支障

○人的被害

(7月19日現在)

	死者	重軽傷者
人数	64名	1,816名

※ 死者のうち、震災後における災害による負傷の悪化又は身体的負担による疾病により死亡したと認められた者が10名、6月19日から25日に発生した被害のうち熊本地震との関連が認められた死者数が5名

※上記のほか、震災後における災害の負傷の悪化又は身体的負担による疾病により死亡したと思われる死者数(正式には市町村に設置される審査会を経て決定)が17名(熊本県)、程度分類不確定な負傷者が140人(熊本県)

○住家被害

(7月19日現在)

都道府県名	住宅被害			非住家被害		火災(件)
	全壊(棟)	半壊(棟)	一部破損(棟)	公共建物(棟)	その他(棟)	
山口県			3			
福岡県		1	230		1	
佐賀県			1		2	
長崎県			1			
熊本県	8,330	26,170	120,989	243	2,090	16
大分県	6	160	5,045		35	
宮崎県		2	20			
合計	8,336	26,333	126,333	243	2,128	16

※このほか、分類未確定の住宅被害2,212棟)

○ライフライン被害

	最大戸数	復旧状況
電力	47万7000戸	4月20日復旧
ガス	10万5,000戸	4月30日復旧
水道断水	44万5,857戸	南阿蘇村2戸で断水(6月16時点)

※ 復旧状況は家屋倒壊とその他の事情により復旧が困難な箇所を除く

文化財(熊本城)



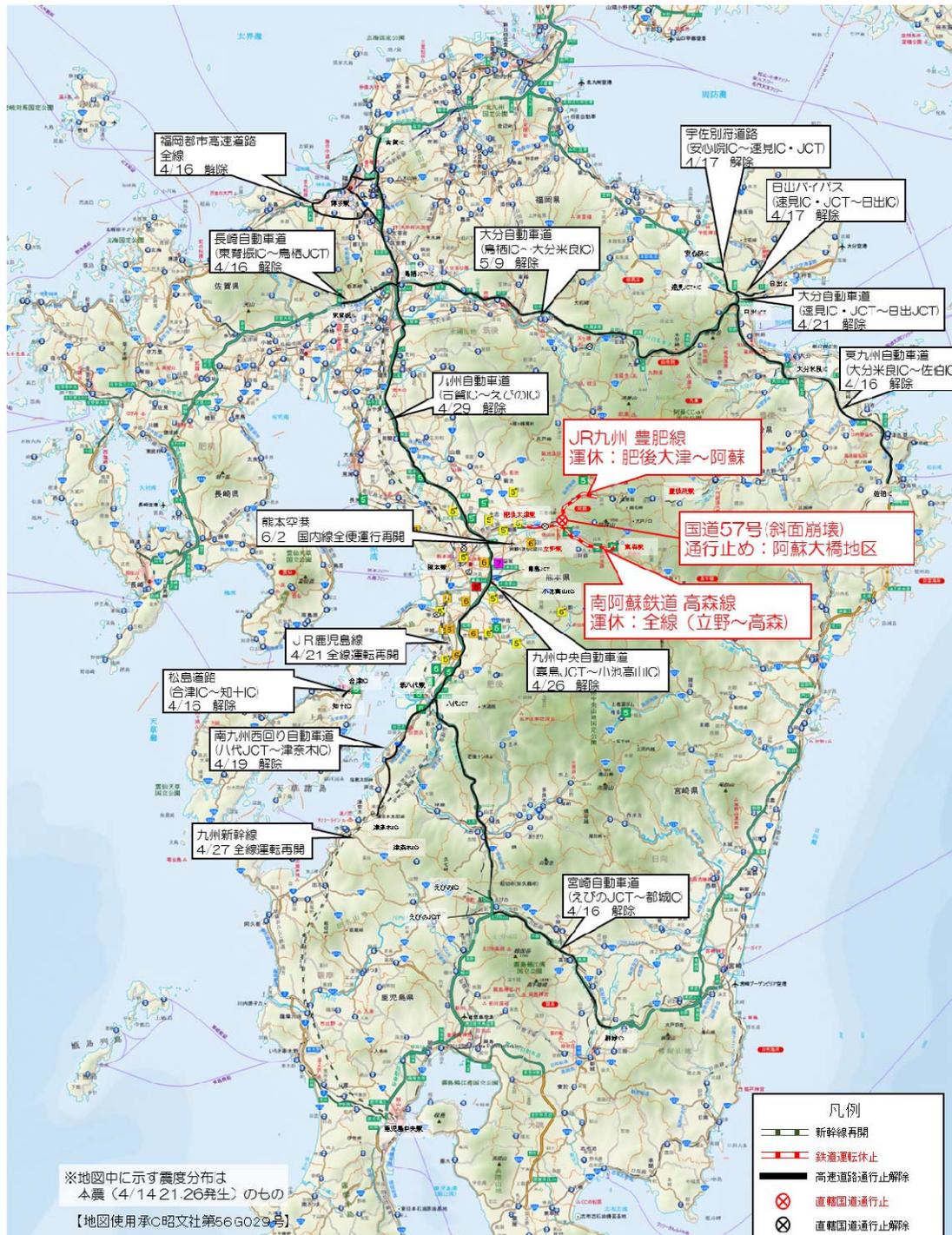
農地被害



家屋の倒壊



平成28年熊本地震(交通インフラの状況)



阿蘇大橋付近



俵山トンネル



平成28年熊本地震(政府の対応等①)

<4月14日>

21:26 地震発生 場所：熊本県熊本地方、深さ約11km(暫定値)
規模：マグニチュード6.5(暫定値)

21:31 官邸対策室設置、緊急参集チーム招集

21:36 総理指示発出

21:55 緊急参集チーム協議

22:10 非常災害対策本部設置

23:21 非常災害対策本部会議

(6/22迄に本部会議を31回開催、うち総理出席20回)

23:25 情報先遣チーム派遣

災害救助法及び被災者生活再建支援法を適用

<4月15日>

10:40 非常災害現地対策本部設置

13:00 非常災害現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議

(6/22迄に合同会議を37回開催)

<4月16日>

1:25 地震発生 場所：熊本県熊本地方、深さ約12km(暫定値)
規模：マグニチュード7.3(暫定値)

<4月17日>

平成28年熊本地震被災者生活支援チーム設置

<4月20日>

予備費23億円(プッシュ型物資支援の財源)の使用を閣議決定

<4月23日>

総理による熊本地震に係る被災状況視察(第2回4月29日、第3回6月4日)

プッシュ型物資支援を開始



平成28年熊本地震(政府の対応等②)

<4月25日>

激甚災害(本激)の指定を閣議決定(4月26日公布・施行)

《根拠法》激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律
(昭和37年法律第150号)

《指定の効果》公共土木施設、農地等の復旧に係る国庫補助率の嵩上げ／中小企業者への災害復旧貸付に係る特例 等

<4月28日>

特定非常災害の指定を閣議決定(5月2日公布・施行)

《根拠法》特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律
(平成8年法律第85号)

《指定の効果》行政上の権利利益の満了日の延長／期限内に履行されなかった行政上の義務の不履行に係る免責／法人の破産手続開始の決定の特例／相続の承認又は放棄すべき期間の延長

<5月5日>

河野大臣による熊本地震に係る被災状況視察(第2回6月15日)

<5月10日>

大規模災害からの復興に関する法律に基づく非常災害の指定を閣議決定(5月13日公布・施行)

《根拠法》大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号)

《指定の効果》公共土木施設等の災害復旧事業等の国等による代行

<5月17日>

平成28年度補正予算成立(7,780億円)

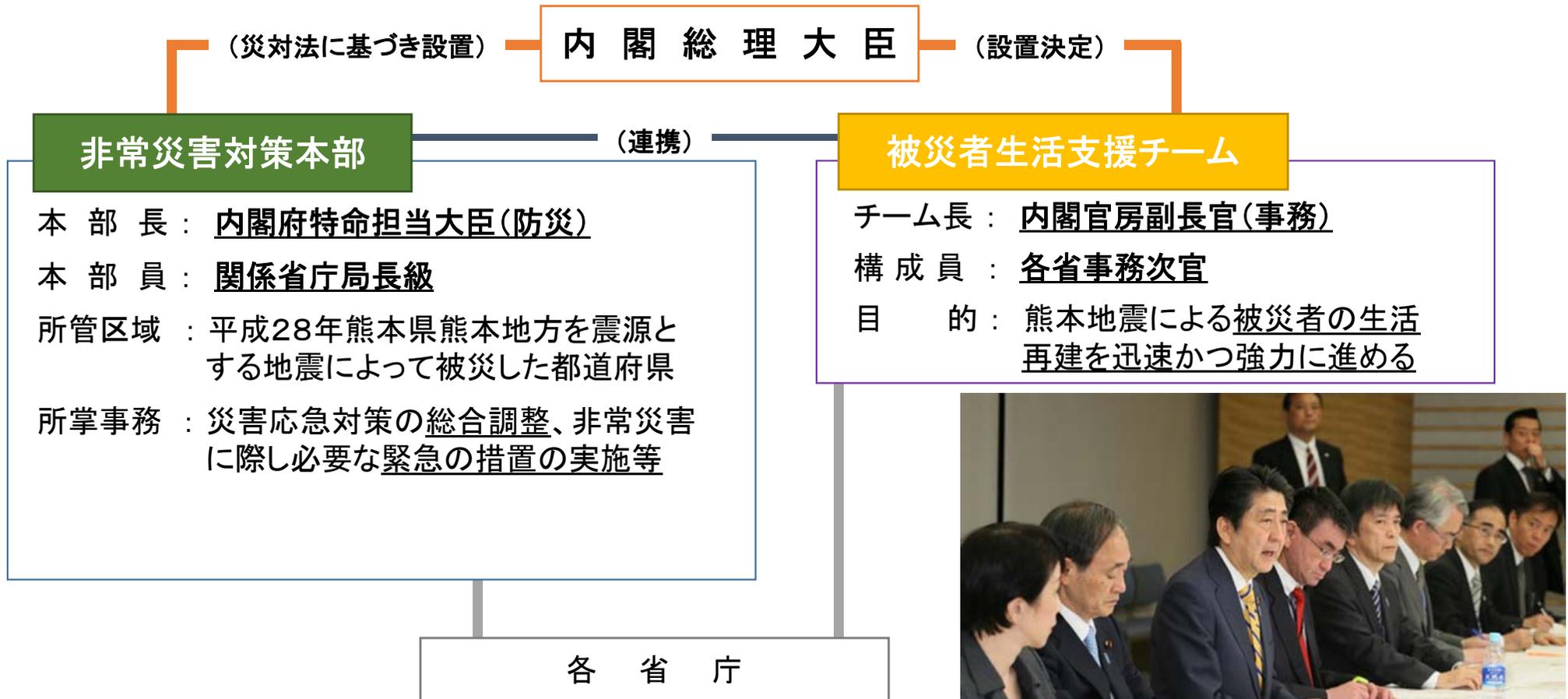
<5月31日>

熊本地震復旧等予備費の使用を閣議決定(第一弾 約1,023億円)

(6月14日に第二弾 約590億円、6月28日に第三弾 約210億円、7月26日に第四弾 約654億円の使用を閣議決定)

平成28年熊本地震（政府の体制）

- 平成28年4月14日21時26分の地震を受け、同日、災害対策基本法第24条第1項の規定に基づき、「平成28年(2016年)熊本県熊本地方を震源とする地震非常災害対策本部」を設置
- 翌4月15日、同本部に、「平成28年(2016年)熊本県熊本地方を震源とする地震非常災害現地対策本部」を設置
- 4月17、内閣総理大臣決定により、内閣官房副長官を長とする「平成28年熊本地震被災者生活支援チーム」を設置



第1回非常災害対策本部会議(安倍内閣総理大臣出席)

平成28年熊本地震(政府現地対策本部の活動概要)

平成28年(2016年)4月地震
非常災害対策本部(内閣府(東京)に設置)
本部長:河野防災担当大臣

本部長:河野防災担当大臣
構成:内閣官房、内閣府、警察庁、総務省、消防庁、厚労省、農水省、文科省、
国交省、国土地理院、気象庁、海保庁、経産省、エネ庁、中小企業庁、財務省、
金融庁、消費者庁、防衛省、法務省、環境省、規制庁

平成28年(2016年)4月地震
非常災害現地対策本部
本部長:松本副大臣、酒井・牧島大臣政務官

所管区域:熊本県
内閣府(16名)ほか、総務省、農水省、文科省、
経産省、厚労省、国交省、中企庁、環境省、
林野庁、警察庁、消防庁、防衛省、気象庁、
国土地理院、(最大110名体制 県庁内に設置)



政府現地対策本部での活動状況

【活動概要】

① 救助・捜索部隊の活動調整会議

- ・警察、消防、自衛隊等の各部隊の活動調整
- ・TEC-FORCEによる安全確保支援

② 物資供給の調整

- ・プッシュ型支援により食料や生活必需品を提供
- ・iPad活用を活用した避難所ニーズ把握の仕組みを構築

③ ライフラインの復旧

経産省、国交省、厚労省、県、ライフライン事業者間で、電気・水道・ガスの迅速な復旧に向調整を実施

④ 避難所支援

県・市町村とNPO団体との調整を実施

⑤ 健康管理支援

厚労省を中心に、DMAT、JMAT、日本赤十字、県健康福祉部間で病院支援、避難者の健康管理等の調整を実施

⑥ 災害廃棄処理

環境省を中心に生活ごみ、し尿、災害廃棄物等の処理の調整等を実施

⑦ 行政機能の回復

国・県の職員を投入して、市町村の行政機能回復を支援



益城町役場での支援活動

平成28年熊本地震(政府現地対策本部の時系列活動状況)

